

平成 2 1 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 2 1 年 8 月

担当部局名：医薬食品局食品安全部企画情報課
 企画情報課国際食品室
 企画情報課検疫所業務管理室
 基準審査課
 基準審査課新開発食品保健対策室
 監視安全課
 監視安全課輸入食品安全対策室

<p>施策名</p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること (Ⅱ-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標 1 食品等の安全性を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。</p>	
	<p>【評価結果の概要】 【現状分析（施策の必要性）】 製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。 また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案や中国産の乳及び乳製品等へのメラミン混入事案などが発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。 こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関として位置付けられたことを踏まえ、引き続き関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。 さらに、平成21年4月には、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案等を踏まえ、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関の情報共有を図るため、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置した。 【有効性の観点】 平成20年も、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることから、都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効果的に実施されているものとする。 なお、平成18年及び平成19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策が更に効果的に実施されるよう努めている。 ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。 健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間（平成16年から20年まで）の報告数の平均は30.2件であるが、平成20年には22件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。 平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者等の関係者間の意見交換会について、平成17年度以降は、年度当初に策定する事業運営計画に沿って、輸入食品の安全対策、残留農薬、健康食品、食品添加物等をテーマとして開催している。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。 【効率性の観点】 各都道府県等食品衛生監視員の人員数が限られている中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止</p>	

されるよう、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正するとともに、食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催等を実施した。また、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が引き続き減少しており、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効率的に実施されているものとする。

農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家等が構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。

健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県經由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効率的な報告が行われている。

意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広に行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。

【総合的な評価】

大規模食中毒については、過去5年間（平成15年から19年まで）の平均件数は3.0件であるが、平成20年には1.0件であった。そのほか、平成18年以降、許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることを踏まえると、各都道府県等における監視指導が効果的・効率的に実施されているものとする。また国からの補助を受け社団法人日本食品衛生協会が行っている、食品衛生指導員（平成20年度：55,021名）による営業施設に対する食品衛生の巡回指導、新規営業施設への現地指導及び許認可申請手続の相談等の活動により、食品等事業者における食品衛生の普及と資質の向上が図られていることも要因の一つと考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。

厚生労働省においては、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年4月、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第73条を改正し、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正した。また、平成18年及び19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、集団給食施設等における食中毒を防止するため、同年6月には「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、最新の知見を踏まえた重要管理事項等を示すこととした。

さらに、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関との情報共有を図るため、平成21年4月には、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置するとともに、広く国民から飲食に起因する健康被害に関する情報を把握する観点から、厚生労働省ホームページに「食品健康被害情報メール窓口」を開設して食品による健康被害情報を逐次集約して解析するなど、食中毒対策の強化を図った。

平成14年度以降、検疫所における「モニタリング計画」に基づくモニタリング検査の達成率が100%を超えているほか、平成18年以降、輸入食品の規格基準等の違反件数が減少していることから、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査が強化されており、また輸出国における適切な衛生管理が行われていることで、食品の安全性を確保していると評価できる。

平成20年5月23日には、総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けた。これを踏まえ、厚生労働省においては、市場動向の変化等を考慮の上、輸入実態に即した効果的な検査が可能となるよう、検疫所に周知するとともに、同年6月及び12月に直近の輸入実績を踏まえた検査件数の見直しを行い、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるようモニタリング計画の見直しを実施した。また、平成21年度輸入食品監視指導計画においても、検疫所に対し、輸入状況の変化等により、割り当てられた検査件数の実施が困難である場合には、速やかに本省あて連絡すること及び半年を目途に計画の見直しを行うことを求めた。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行され、平成20年度には、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等のうち、16農薬等の基準値を見直したところであるが、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案への対応等により、前年度に比べて基準策定数が減少したことから、効率的な基準策定のための体制の整備を進めているところである。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、喫緊の課題として位置づけられており、輸入食品の問題発生を未然に防止するための対策が必要であるとする。今後はその対策として、輸入食品のモニタリング計画の見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を行い、輸入食品の安全性の向上を目指していきたい。

施策に関する
評価結果の
概要と達成
すべき目標等

ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）

（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討

（ロ）見直しを行わず引き続き実施

（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）

食の安全・安心に関する国民の関心は非常に高く、食品の安全性を確保し国民の健康を保護するため、引き続き「食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する」施策を実施していく必要がある。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、「輸入食品の安全性の確保は国民の重大な関心事であるにもかかわらず、検疫所の検査体制は十分とは言えない。食の安全に関わる様々な問題が相次いで発生している中で、輸入食品の安全性確保に取り組むための体制強化が必要」とされ喫緊の課題を位置づけられている。

これらを踏まえ、問題発生の未然防止を図るため、輸出国における衛生対策に関する情報の収集や、食中毒等飲食に起因する健康被害情報を一元化するため、施策全体としての予算の新規要求・拡充要求等の見直しを検討する必要がある。

輸入食品のモニタリング計画についても、総務省行政評価局の評価や最新のデータに基づく見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を目指し、予算の新規要求・拡充要求等の見直し及び定員要求を検討する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】	1 【166.7%】
2 許可を要する食品関係営業施設の 禁停止命令を受けた施設数(単位: 件) (前年度以下/毎年度)	695 【84.6%】	724 【95.8%】	845 【83.2%】	825 【102.8%】	集計中 【-%】
3 輸入食品モニタリング検査達成率 (単位:%) (100%/毎年度)	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】	105 【105.1%】
4 輸入食品の規格基準等の違反件数 (単位:件) (前年(度)以下/毎年(度))	1143 【120.0%】	935 【118.2%】	1530 【36.3%】	1223 【120.0%】	1150 【106.0%】
5 ポジティブリスト制度(農薬等が 一定の量を超えて残留する食品等 の販売等を原則禁止する制度)の 導入に伴い新たに残留基準を設定 した農薬等のうち、基準の見直し を行った農薬等の数(単位:品目 数) (前年度以上/毎年度)	-	-	7	29 【414%】	16 【55%】
6 健康食品等に関する健康被害報告 数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水 準以下/毎年度)	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【39.4%】	22 【50.5%】
7 食品の安全性に関する基礎的な知 識を持っている国民の割合(単位 :%) (60%以上/平成22年度)	-	45.7	66.4	57.6	49.7

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。
 - ・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例(大臣官房統計情報部)によるが、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年10月に公表予定である。
 - ・指標3は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。
 - ・指標4は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年(度)末(平成19年までは年次、平成20年は年度)現在の数値である。
 - ・指標5は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。
 - ・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。
 - ・指標7は、平成20年度版「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)による。
- ・なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
方針演説等内閣の重要政策 （主なもの）	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る
	成長力強化への早期実施策	平成20年4月4日	輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン（5月を目途に策定）による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。
	生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的施策	平成19年12月17日	輸入食品については、モニタリング検査の件数の増加・検査項目の充実を図るとともに、検疫所の検査センターを中心とした検査体制の強化のため、食品衛生監視員（現状334名）を増加させ、検疫所における体制を強化する。（20年度）